

静岡県告示第607号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和5年10月17日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

獅子浜南洞 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
沼津市		獅子浜		次に掲げる地番の土地に存する標柱20号から29号までを順次結んだ線、平成16年3月12日静岡県告示第265号で指定した標柱13号から15号、同告示で指定した標柱15号と29号及び同告示で指定した標柱13号と20号を順次結んだ線に囲まれた区域 307-4 20号 43-1 21号 307-4 22号 43-1 23号 59-1 24号 81-1 25号 83-1 26号 110-1 27号 111-29 28号 111-35 29号